

第5章 保健事業等の内容

第1節 対策として実施する保健事業

事業名	事業目的	事業目標
特定健康診査	被保険者が自分の健康状態を把握し、生活習慣を振り返る機会とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査受診率の向上
特定保健指導	対象者が生活習慣改善のための適切な行動をとるよう支援することで、生活習慣病の発症を予防する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導実施率の向上 ・ 健診受診者に占める特定保健指導対象者の割合の減少
(新規) 糖尿病重症化予防事業	糖尿病が重症化するリスクの高いかたを医療に結びつけるとともに、糖尿病性腎症等で治療中の患者のうち、重症化するリスクの高い通院患者に対し、保健指導を行い、腎不全、人工透析への移行を予防する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未治療者・治療中断者の医療機関受診率の向上 ・ 糖尿病患者の保健指導の目標達成率の向上 ・ 糖尿病患者の検査数値の改善率の向上
(新規) 高血圧症重症化予防事業	高血圧者を適切な医療に結びつけることにより、脳血管疾患の発症を予防する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高血圧未治療者の医療機関受診率の向上

各保健事業の内容は、第7章 第3期秋田市特定健康診査・特定保健指導実施計画 P54～P57 に掲載しています。

第2節 その他の事業

事業名	がん検診の助成事業
事業課題	がんは死亡原因の第1位であり、医療費も高額な疾病である。 がんの死亡率を引き下げ、被保険者の健康の保持増進とともに、医療費の適正化に取り組むことが必要である。
目的	受診しやすい環境を整え、がんの早期発見、早期治療を促すことにより、がんの死亡率の減少や重症化を予防し、被保険者の健康の保持増進とともに、医療費の適正化を実現する。
目標	がん検診受診率の向上
対象者	<ul style="list-style-type: none">胃がん検診、大腸がん検診：40歳以上の男女子宮頸がん検診：20歳から39歳および40歳以上の偶数歳の女性前立腺がん検診：50歳以上の男性乳がん検診：40歳以上の偶数歳の女性
内容	秋田市保健所（保健予防課）で実施している、胃がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、前立腺がん検診および乳がん検診について、検診料金の全額を助成する。保健予防課に直接検診料金を支払うことにより、被保険者は、無料で受診できる。
評価指標	各がん検診受診率 50.0%

第5章 保健事業等の内容

第1章	事業名	(新規) 重複服薬者への適切な指導
第2章	事業課題	多種類の服薬による症状悪化や、重複投与による副作用などが生じる懸念があり、さらに医療費の増加にもつながる。
第3章	目的	<ul style="list-style-type: none">• 重複服薬による、副作用や症状の悪化等、健康への悪影響を未然に防ぐ。• 重複服薬の減少による医療保険財政の健全化を図る。
第4章	目標	重複服薬者の減少
第5章	対象者	同一診療月内に、3調剤薬局以上から処方され、同一薬効の薬が重複しているかた
第6章	内容	同一薬効が処方されている被保険者に対し、文書等により適正な服薬方法やお薬手帳の活用、かかりつけ薬局の活用などの指導を行う。
第7章	評価指標	重複服薬者の減少

事業名	後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進																	
事業課題	後発医薬品を使用していないかたに対し、後発医薬品の使用により自己負担額が軽減されていることをはじめ、使用に関しての理解を深めるよう働きかける必要がある。																	
目的	後発医薬品の普及による患者負担の軽減、医療保険財政の健全化を図る。																	
目標	後発医薬品の使用割合の増加																	
対象者	対象月の診療分で次のすべてに該当するかた <ul style="list-style-type: none"> 後発医薬品を使用することで自己負担の軽減額が500円以上 投与日数14日以上 年齢16歳以上 																	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の新規加入者に対し、後発医薬品の利用希望を示す「希望カード」を窓口で配布する。 後発医薬品を使用した場合の自己負担の軽減額について周知するため、一定の要件を満たした被保険者に対し、差額通知書を毎年度8月（5月診療分）、2月（11月診療分）に送付する。 																	
評価指標	<p>【後発医薬品の使用割合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>H34</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%より増加</td> <td>増加傾向</td> <td>80%[*]</td> <td>80%より増加</td> <td>増加傾向</td> <td>増加傾向</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国では、平成32年9月までに使用割合の目標として80%を達成することとしている。</p>						H30	H31	H32	H33	H34	H35	70%より増加	増加傾向	80% [*]	80%より増加	増加傾向	増加傾向
H30	H31	H32	H33	H34	H35													
70%より増加	増加傾向	80% [*]	80%より増加	増加傾向	増加傾向													

第5章 保健事業等の内容

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

事業名	(新規)地域包括ケアシステムの推進
事業課題	高齢化の一層の進行を見据え、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められている。国民健康保険においても、その構築に関わることが必要である。
目的	高齢者が地域で元気に暮らすことにより、被保険者の生活の質の維持および向上に努め、あわせて医療費の適正化にも資する。
目標	福祉部門等との連携強化
対象者	65歳以上の被保険者等
内容	<ul style="list-style-type: none">・地域包括ケアシステムの構築に向けた、部局横断的な会議等へ参画する。・特定健康診査データ、レセプト等およびKDBの情報提供や活用を検討する。
評価指標	部局横断的な会議等への国保保有データの提供回数